

アンゴラ共和国月報

2016年1月号
在アンゴラ日本国大使館

主な出来事

【内政・外交】

- 経済危機脱却に向けた新戦略の策定（27日）
- 黄熱病の発生（28日）
- 対アンゴラ無償資金協力「ナミベ港改修計画」E/N署名（15日）

【経済】

- 金融セクター規制強化
- 電気・水道の新料金体系の導入

内政

1 経済危機脱却に向けた新戦略の策定

27日、グラッサ企画・国土開発大臣は、マヌエル財務大臣、モライスBNA総裁の同席の下、当国が現在直面している経済的危機脱却に向けて、新戦略を承認した。

（1）新戦略の骨子

公債を発行し、生活必需品「セスタ・バシカ」及び食料の確保に務めるとともに、公共事業の物資調達用のクレジットラインを民間プロジェクトの財源に活用する。税收拡大、歳出削減ならびに輸入の合理化、生体情報データにもとづく公務員及び軍人の勤務態度管理を通じて給与の合理化を実現していく他、輸入5ヶ月から6ヶ月分の外貨準備高を維持する方針を表明した。外貨の配分に関し、雇用、健康及び教育等の機能維持のために、実体経済へ優先配分する方針を承認した。

（2）重点領域及び課税

ビジネス環境を改善し、電力、水、運輸、商業の分野に特に重点的に海外投資を呼び込むことを表明。また、銀行取引を取り締

まるために銀行間で情報共有する仕組みを強化する覚書を承認した。これに関連し、給与・預金以外の銀行取引に対して、0.1%課税されることとなった（JA 1/28）。

2 黄熱病の発生

昨年12月末にヴィアナで死亡例が確認されて以来、当地では黄熱病が流行しており、WHOの発表によると、2月10日現在で感染疑いのケースも含め、感染者190人及び37名の死亡が確認されている。その原因として、経済状況の悪化によりゴミ収集が滞り、マラリア・デング熱等の感染症と共に感染例が増加していると言われている。保健省とルアンダ州政府は、各種取り組みを開始した（JA 1/28, ロイター通信 2/11, WHO他）。

3 クネネ州への食料援助

長期に渡る干ばつにより、クネネ州にて75万5千人以上の人々が影響を受けている今般、昨年12月に省庁横断的なイニシアティブの下、5万トン以上の食料援助が実施された。市民社会並びに教会の要請の要請に対し、クスマア社会復帰・社会福祉

大臣は、事態を大げさに伝え、混乱を招いているとして反論。オンジヴァの司教であるヒピュンヤティ神父が、クネネ州に対する政府援助が昨年中は皆無であったとして、取り立てて批判している。2014年、政府は1700万米ドル（23億クワンザ）を干ばつ対策に充当すると公約したが、クネネ州及びクワンド・クバング州においてわずかな被害者に対する支援が実施されたのみである（EIU 1/12）。

4 燃料補助金、再度カット

昨年12月30日、財務省は、ガソリンの販売価格を39.1%増の160クワンザ、軽油の販売価格を80%増の135クワンザ、灯油の価格を55.6%増の70クワンザ、液化石油ガスの価格を81.8%増の100クワンザにそれぞれ上げた。IMFの推測によれば、当国で消費されている精製済燃料の80%が、人口の上位40%の富裕層に、7%が下位40%の貧困層に消費されており、同補助金は不平等であるとの批判もある。今般燃料価格の上昇は、ミニバス（カンドウンゲイロ）の価格等の上昇に反映され、インフレ圧力として作用する見込み（EIU 1/6）。

5 不動産税の徴税体制強化

19日、AGT（アンゴラ国税庁）は、今月末に支払い期限が迫っている都市不動産税（IPU）の徴税に向けて、徴税ユニットの新設を宣言。不動産価値が5百万クワンザを超える不動産の税率は0.5%で、賃貸不動産の税率は家賃価格の15%（JA 1/20）。

外交

1 対日外交

（1）対アンゴラ無償資金協力「ナミベ港改修計画」E/N署名

15日、ブラガンサ外務副大臣と伊藤在アンゴラ日本国大使は、無償資金協力ナミベ港改修計画の第二フェーズ（供与額約2000万ドル）に係る合意文書に署名した。

港湾事業体のアントニオ・サムエル氏は、日本政府による無償資金協力により、約240メートルの岸壁やエプロンを改修し、港湾機能の向上を図り、荷受人や輸送システムの安全が確保できると確信し、「今後二年間で、ナミベ港は港湾サービス事業者が満足するものになる」と断言した（JA 1/16）。

2 第三国外交

（1）大統領主催の外交団新年祝賀会

15日、大統領は、各国大使参集の下開催された新年祝賀会で、2016年3月に予定されている国連安保理における議長月に向けて、国連のアジェンダの調整役としての期待に応えとの意気込みを表明した。原油価格をはじめとする世界市場における原材料価格の低迷に関し、行動計画等を再度調整する必要があると語った。国内の和平及び政治社会的な安定性を今後とも確保していくとの決意を述べた他、アンゴラの大湖地域国際会議（ICGLR）における議長国としての2年間のマンデートにつき「大いなる活躍をなした功績」であると言及した（JA 1/16）。

3 軍事関係

アンゴラ国防関係の代表団はウルグアイを訪問し、軍事面での協力に関する協定の署名のため準備を行った。オテロ・ウルグアイ国防大臣は、両国は共に安保理非常任理事国であり、紛争地域における市民の保護、大量破壊兵器及びテロの不拡散、大西

洋における海賊の撲滅について賛同していると述べた。なお、ウルグアイは昨年アンゴラにおいて大使館を開設した。

また、ロウレンソ国防大臣はシンガル・駐アンゴラ・インド大使の表敬を受け、港湾、船舶の建設や人材育成に関する協力について議論を行った。また、インド大使はロウレンソ国防大臣を3月にインドに招聘したいという意向を表明した(JA 1/30)。

4 イスラエル・アンゴラ関係

(1) 18日から2日間、ラファエル・シンゲ・駐アンゴライスラエル大使が、ナミベ州を視察し、成長のポテンシャルを評価した。視察中、同大使は農業開発地区、商業港等を訪問(JA 1/20)。

(2) 同大使は、イスラエルはナミベの農業、水、及び漁業の分野への投資に興味を大いに寄せているが、未だ検討段階であるとした。また、灌漑技術を含む砂漠における農業の経験をアンゴラに移転するという意向を表明した(JA 1/21)。

5 ポルトガル・アンゴラ関係

7日、ポルトガル政府は、アンゴラにて働いている同国人への給料支払いの遅延並びにポルトガル本国への給料の送金の困難等の、油価の下落がポルトガル企業に対して及ぼす影響について、アンゴラ政府と対話を開始。現在アンゴラにて、約8万人のポルトガル人が給料の支払い遅延に悩まされている(LS 1/7)。

6 米・アンゴラ関係

20日、アウグスト外務副大臣とヘレン・ラ・リメ駐アンゴラ米大使が二国間関係に関わる様々な話題について意見交換をした。メディアへの内容の発表はなかった。リマ米大使は、新年祝賀会にて、米国及び

国際社会は、アンゴラにおける財政運営及び銀行セクターの支援を継続する旨を表明。また、特にブルンジにおける紛争及び中央アフリカ共和国の選挙に関し、大湖地域国際会議におけるアンゴラのリーダーシップを評価した(JA 1/21)。

3 国際機関・アンゴラ関係

(1) 第26回AU総会の開催

第26回AU総会がアディスアベバで1月30日、31日に開催され、当国シコティ外務大臣及びナシメントAU担当大使が出席した。シコティ外務大臣は、AUがより責任を果たすため、構造改革が必要であると述べた(JA 1/30)。

(2) 世銀ミッションの当地訪問

31日、財務省は第二次開発政策融資(DPL)の交渉に係る世銀のミッションが25~29日の間当国を訪問した旨を発表した。世銀は第一次DPLに関し合意された行動が遂行されているか否かを精査すると共に、原油価格下落のため、2016年国家予算執行に関し歳出・歳入共に悪影響が発生していることを確認した(JA 1/31)。

経済

1 主要経済指標

(1) 物価

国家統計院(INE)が発表したルアンダ市における12月期のインフレ率は14.27%。昨年同月発表のインフレ率と比較して6.79pp上昇した。月間物価上昇率は1.6%。最も高い伸び率を記録したのは財・サービス(2.87%)、次いで健康分野(2.51%)、ホテル・カフェ・レストラン等(2.23%)、アルコール飲料・タバコ(2.19%)。

(2) 金利

ア 1月30日に開催された第52回金融政策

委員会(CPM)は、政策金利のBNA基礎利率(Taxa BNA)を年率 12%に引き上げた。銀行間取引利率LUIBORのオーバーナイト物は 13%(前月比 1.47pp 上昇)に引き上げ。イ 流動性吸収ファシリティ(市中銀行がBNAに預けている準備預金に対する利率)は 1.75%を維持。

ウ 限界貸出ファシリティ(BNA から市中銀行への貸付金利)は 13%から 14%に引上げ。

(3) 為替市場

1 月末、為替相場は USD1 = AKZ156.390 で推移(対前月比 0.004 クワンザ安)。

2 金融・銀行

(1) BFAの株式

Unitel社の株式を保有しているブラジルのテレコミュニケーション企業であるOi社は、Unitel社がBPI(ポルトガル投資銀行)に対して、BFA(アンゴラ興業銀行)の株式10%の購入のために1億4千万ユーロを供与したとの噂は事実無根であると発表した。今月初頭、Unitel社は、BFAをスピンオフの形で独立させたいとのBPIの意向を批判した。Unitel社はBFAの49.9%を、BPIは同行の50.1パーセントを所有している(JA 1/25)。

(2) 金融セクター規制強化

かねてより、BNA(アンゴラ中央銀行)は、市中銀行に対して12月31日までに会計監査報告書提出を義務づける取り組みを導入していた。多国間のマネーロンダリング対策機関であるFATF(金融活動作業部会)によって設定されている基準クリアを要求。BNAは市中銀行を厳しくモニターするのみならず、基準をクリアできない銀行を制裁する旨を公表している(CPI

1/11)。

3 エネルギー・水・通信

(1) 電気・水道の新料金体系

ア 低所得者層保護を目的とし、国が消費した分の料金に一部補助金を給付する形の新料金制度が1月1日付けで施行された。

イ エネルギーセクター規制庁(IRSE)のルイス・モウラオン長官は、電力の料金体系に関し、家庭用(Doméstica Social)のカテゴリを設けたと発表。これは、一月あたり200KWhの電力消費の顧客を対象としており、最初の50KWhの消費まで、1KWhあたり1.56クワンザの支払いとなる。同様に設けられた低所得層(Baixa Renda)のカテゴリは、農村部に住む家電製品を所持しない層を対象としており、古い料金表の3.55クワンザ/KWhから、2.6クワンザ/KWhに引き下げられた。一般家庭用(Doméstica Geral)及び特別家庭用(Doméstica Especial:三相交流の配電網を対象とする)のカテゴリが新設され、これらは4.40クワンザ/KWh。

ウ 水料金に関し、使用する水の量によって料金が定まる料金表を策定中。第1のカテゴリは0から19m³で、基本(básica)とされる。第2のカテゴリは中間(transição)で10から15m³、第3のカテゴリは一般(geral)(SE 1/7)。

4 貿易・投資

(1) ベンゲラ州の魚粉、南アとナミビアに輸出

2015年、約29万トンの魚粉がベンゲラ州にて生産され、その大部分が南アとナミビアに輸出された。28万5075トンの魚粉が同州の漁村であるバイーア・ファルタ(Baía Farta)にて生産され、1トンあたり1250ドル(1149ユーロ)で商品化された。現在、中国への輸出に向けて交渉中(SE 1/7)。

5 主要貿易相手国

国立統計院(INE)のデータによると、2015年7～9月期のポルトガルからの輸入額は前年同時期と比較して50%減となり、輸入元としては中国が首位となった。輸入の国別割合は、中国が18.5%、ポルトガルが16%、米国が9.3%。また、同時期の石油の主要輸出先はフランスであり、アンゴラの石油販売の40.8%を占めた(JA 1/27)。

6 石油・LNG・鉱物資源

ダイヤモンド生産の拡大

(1) ニューヨークで行われたインタビューにおいて、アンゴラダイヤモンド公社(ENDIAMA)のスンプラ理事長は、アンゴラは今後3年間でダイヤモンド生産を2倍に拡大する事が可能である旨表明した。アンゴラは、2015年に883,7万カラットのダイヤモンドを生産し、その収入は11億ドルに達した。昨年は900万カラットの鉱脈が採掘されたことを受け、アンゴラは世界第3位のダイヤモンド生産国となった。

(2) ケイロス地質鉱山大臣は、2015年に承認されたプロジェクトを発表した。一連のプロジェクトは今後3年間で、3500名の雇用を創出し、25億ドルの投資が見込まれる。プロジェクトの内訳は、ルンダ・スル州におけるダイヤモンドの生産、クワンド・クバンゴ州及びクワンザ・ノルテ州における鉄の生産、ウイジェ州における銅の生産、ザイレ州及びカビンダ州におけるリン酸塩の生産、ウイラ州における

金の生産。

(JA 1/27)

7 中国のクレジットラインと地方開発

(1) 植民地時代には工場が存在しなかったクアンド・クバンゴ州に、工業地帯が設けられ、いくつかの工場は既に稼働している。同州において、10企業が登録を完了している。

(2) メノンゲ(クアンド・クバンゴ州)、マランジェ及びドンド(クワンザ・ノルテ州)、ソヨ(ザイレ州)、カアラ(ウアンボ州)、ネガゲ(ウイジェ州)、ポルト・アンボイム(クアンザ・スル州)の7つの工業地帯のインフラ建設に向け、今月8日までに開催された「入札資格取得前の業者を対象にした限定入札(concurso limitado por prévia qualificação)」に中国企業が参加した。財源は中国のクレジットラインで、中国とアンゴラの間で合意された大枠融資計画の公的投資プロジェクト(PIP)に基づく。

(3) 落札する企業は中国政府発行のリストに掲載されている特定の企業になる見込み。なお、落札した企業は、契約金額の最低20%を用いてアンゴラ企業を下請けとして用いなければならない。下請けとして認められるには、直近10年の間に企業は同様の請負業について技術や経験等を有していることを証明せねばならず、申請は120日間有効となる(SE 1/7)。